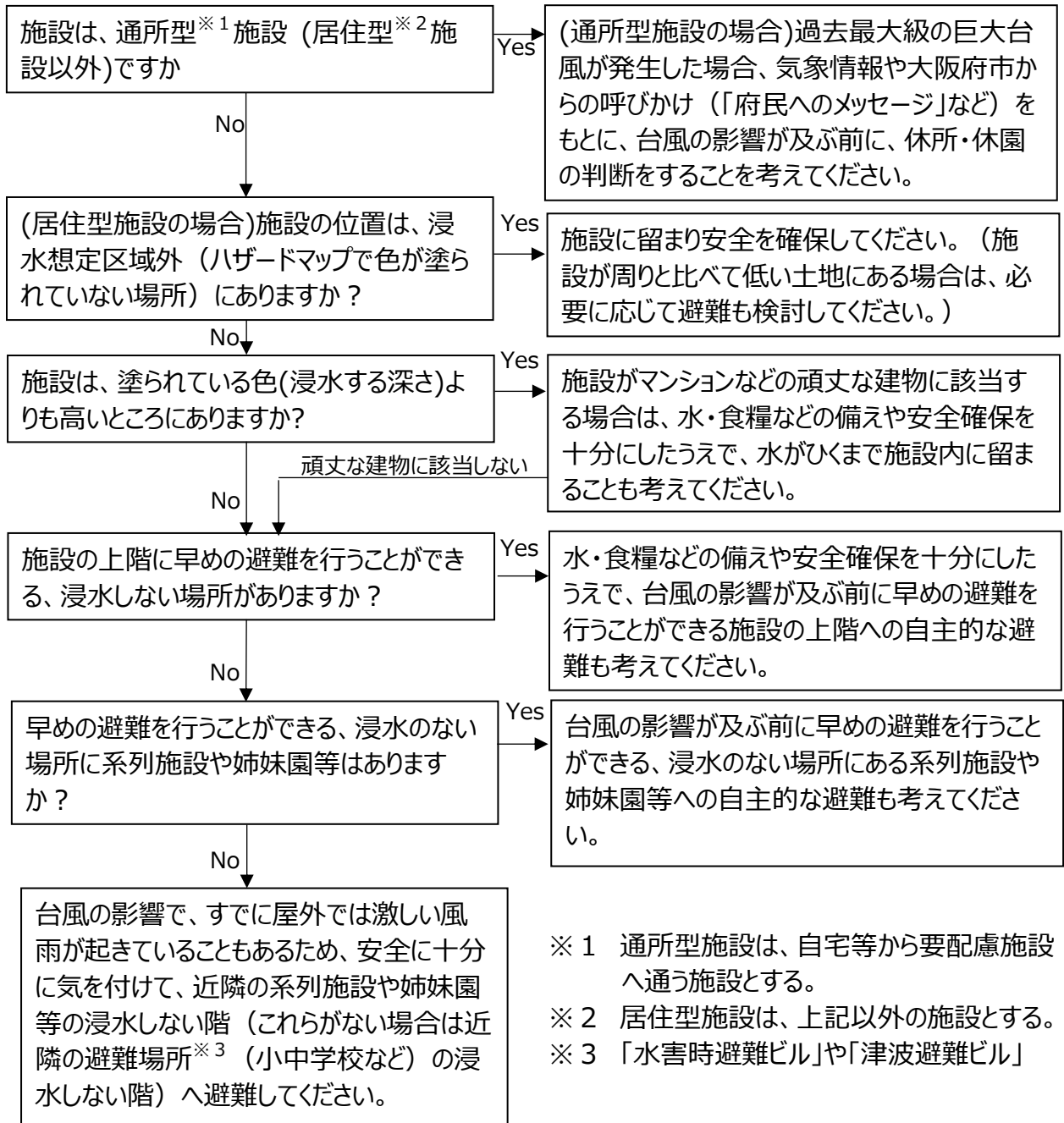


高潮（台風）発生時に備えた避難行動判定フロー



- ※ 1 通所型施設は、自宅等から要配慮施設へ通う施設とする。
- ※ 2 居住型施設は、上記以外の施設とする。
- ※ 3 「水害時避難ビル」や「津波避難ビル」

※ 施設が浸水想定区域内にあって、かつ想定浸水深よりも低い位置にある場合は、過去最大級の巨大台風が発生した場合、気象情報や大阪府市からの呼びかけ（「府民へのメッセージ」など）をもとに、施設の避難体制の準備を始めてください。